

返還期限猶予願は、スカラネット・パーソナルから提出ができます

スカラネット・パーソナルからの提出には、一定の条件があります。

スカラネット・パーソナルから提出できない方は、奨学金返還期限猶予願の用紙に記入の上、郵送でご提出ください。

※奨学金返還期限猶予の申請の条件や手続きについては、ホームページにてご確認ください。



返還期限猶予制
度の申請手続き

スカラネット・
パーソナル

①表面

※ 1年ごとの願出となっています。

※ 黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用し、本人が自署してください。(コピー不可)

奨学金返還期限猶予願

日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学生支援機構奨学金の返還につき、以下のとおり願ひ出ます。なお、本願出にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令が定めた範囲で日本学生支援機構がマイナンバー(個人番号)を利用すること及び必要な地方税情報を利用することに同意します。

		記入日	(西暦)	年	月	日	
☐	全ての奨学生番号について希望する	奨学生番号					
※必ず奨学生番号を記入してください							
☒	右欄に記入の奨学生番号について希望する						
フリガナ			生年月日	(西暦)	年	月	日生
本人氏名							
本人住所	〒						
電話番号	(自宅)	—	—	(携帯)	—	—	
勤務先	勤務先名			勤務先電話番号	—	—	
外国居住の場合の日本国内連絡先	〒			連絡先氏名			
	住所			連絡先電話番号	—	—	

【申請内容・期間について】「できるだけ早い時期」に✓がある場合は、審査時の次回返還期日を猶予開始月とします。

希望の猶予開始月以前に延滞された場合は、審査時の次回返還期日を猶予開始月とします。

奨学金返還期限 猶予 を希望する

希望猶予期間	いずれかの口に✓をつけてください	いずれかの口に✓をつけてください (口に✓がない場合、両方に✓がある場合は、12か月として取り扱います)
	☒ できるだけ早い時期	☐ 12か月
	☐ (西暦) 年 月 ~	☒ (西暦) 2026 年 9 月 まで (※12か月以内の期間を記入してください)
※希望猶予期間より前に延滞となった場合は、延滞となった月から猶予を開始します。(最長12か月)		
申告	第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)(裏面※1参照)に該当する方は、以下のどちらかの口に✓してください。(未記入の場合は審査できません。)	
	私は、地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族(裏面※2参照)となつて いる ☐ いない ☐	

【願出の事由】・口に✓し、事由に応じた証明書を添付してください。マイナンバーの提出により省略できる証明書の添付は不要です。
・通常の返還が困難な事情等がある場合は、【特記事項】欄に記入してください。

事由	☐ 経済困難 ☐ 失業中 ☐ 傷病 ☐ 災害 ☐ 生活保護受給中 ☒ その他 (優れた業績免除申請中)
	※第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)に該当する方は、「経済困難」及び「その他(新卒等)」による事由のみ適用されます。他の事由は一般猶予となります。
保険証申告欄	証明書一覧に「健康保険証、マイナポータル健康保険証等情報画面又は資格確認書のコピー」と記載がある事由で申請する場合は、以下のいずれかの口に✓してください。 私の健康保険は ☐ 国民健康保険ではない ☐ 国民健康保険である
【特記事項】 返還期限猶予のご申請にあたり特記事項がある場合は、わかりやすく具体的に記入してください。	
※年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は②裏面を確認してください。	

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面も確認してください。

15-38_20250701

※適用希望月の前々月末までに願ひ出てください。

②裏面

表面の「※1」、「※2」の説明です。ご確認ください。

※1 「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者)の対象となっている方は、貸与を開始する際に交付された奨学生証にその旨記載されていますので、ご確認ください。

※2 地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族をいいます。
これらに該当する方については、本機構が定める条件を満たしている場合に限り、「猶予年限特例」又は「所得連動返還型無利子奨学金」による猶予が適用されます。

以下のことについて、ご了承ください。

- 承認通知が届くまでは、通常割賦金での請求となり、振替口座への請求、払込取扱票発送、本人又は連帯保証人・保証人への請求行為も停止できません。
- 審査の結果、承認する場合には、返還期限猶予の適用期間を通知します。
なお、承認通知は、本人・連帯保証人(人的保証制度の場合)の双方に送付します。
不承認の場合は、本人にのみ通知を送付します。
- 提出書類等に虚偽があることが認められたときは、承認された返還期限猶予は取り消されます。
- マイナンバーの提出により省略できる証明書類については事由により異なります。証明書一覧で確認してください。

年間収入(税込)が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は、必ず確認してください。

★ 奨学生本人の年間収入が300万円(税込)(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える場合は、以下の控除項目に該当し、
控除後の年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)以下になることを確認して、返還期限猶予を願い出ください。
願出にあたってはホームページに別途掲載の「控除計算表」も提出してください。なお、控除項目1～6は「控除計算表」に記載の証明書も必要です。

※追加の書類の提出を依頼する場合があります。

※審査の結果、認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

控除項目		内容
1	奨学生本人の被扶養者にかかる控除	①証明書で被扶養者がいることを確認できる場合に控除 ②被扶養者1人につき38万円控除
2	奨学生本人の被扶養者でない、親への援助	①親を奨学生の被扶養者としている場合は、「1.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。 ②年間38万円上限(父と母が別居の場合で各々に援助している場合は、1世帯につき年間38万円上限(合計76万円))までの実費を控除 ③父・母が生活保護を受給している場合は認められません。
3	奨学生本人の被扶養者でない、他の親族への援助 (2親等以内で配偶者・子を除く)	①「2.親への援助」に加えて援助が必要な場合のみ(対象者を奨学生本人の被扶養者としている場合は、「1.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。) ②兄弟姉妹の場合は、学生に限ります。 ③年間38万円上限までの実費を控除 ④援助の受領者が生活保護を受給している場合は認められません。
4	奨学生本人にかかる医療費	①奨学生本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
5	奨学生本人の被扶養者にかかる医療費補助	①奨学生本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
6	(「災害」事由に限る)住宅取得経費、 自宅修理費、車・家財購入経費	①奨学生本人が罹災し、住宅取得経費・自宅修理費、車・家財購入経費等、災害にかかる支出がある場合 ②奨学生本人名義、または支払い者が奨学生本人の領収証、ローン明細書等により証明される年間支出額を控除

< 記入要領 >

返還期限猶予願は、スカラネット・パーソナルから提出ができます

スカラネット・パーソナルからの提出には、一定の条件があります。

スカラネット・パーソナルから提出できない方は、奨学金返還期限猶予願の用紙に記入の上、郵送でご提出ください。

※奨学金返還期限猶予の申請の条件や手続きについては、ホームページにてご確認ください。



返還期限猶予制
度の申請手続き

スカラネット・
パーソナル

①表面

※ 1年ごとの願出となっています。

※ 黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用し、本人が自署してください。(コピー不可)

奨学金返還期限猶予願

日本学生支援機構理事長 殿

猶予願を作成した年月日

「特に優れた業績による返還免除」を申請する予定の第一種奨学金の奨学生番号を記入してください。

い出ます。なお、本願出にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための範囲で日本学生支援機構がマイナンバー(個人番号)を利用すること

記入日 (西暦) 年 月 日

☐ 全ての奨学生番号について希望する

※必ず奨学生番号を記入してください

☒ 右欄に記入の奨学生番号について希望する

奨学生番号

フリガナ

本人氏名

本人住所

電話番号

(自宅)

勤務先

勤務先名

外国居住の場合の日本国内連絡先

住所

・漏れなく記入してください。

・「本人住所」欄に記載の住所が機構の登録住所になります。現住所ではないが、郵便物が確実に届く住所を機構の登録住所とする場合は、余白に登録住所と明記し、住所を記入してください。

・勤務先が非正規(アルバイト等)雇用の場合も

「勤務先」欄は記入してください。(就労していない場合は記入不要)

・海外居住の場合は「海外居住の場合の日本国内連絡先」欄を記入してください。(機構からの通知は国内連絡先へ送付されます)

【申請内容・期

希望の猶予開始月以前に延滞された場合は、審査時の次回返還期日を猶予開始月とします。

奨学金返還期限 猶予 を希望する

希望猶予期間	いずれかの口に✓をつけてください	いずれかの口に✓をつけてください (口に✓がない場合、両方に✓がある場合は、12か月として取り扱います)
	☒ できるだけ早い時期	☐ 12か月
	(西暦) 年 月 ~ (西暦) 2026年 9 月 まで (※12か月以内の期間を記入してください)	
	※希望猶予期間より前に延滞となった場合は、延滞となった月から猶予を開始します。(最長12か月)	

申告	第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)(裏面※1参照)に該当する方は、以下のどちらかの口に✓してください。(未記入の場合は審査できません。)
	私は、地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族(裏面※2参照)となつて いる ☐ いない ☐

【願出の事由】・口に✓し、事由に応じた証明書を添付してください。マイナンバーの提出により省略できる証明書の添付は不要です。
・通常の返還が困難な事情等がある場合は、【特記事項】欄に記入してください。

事由	☐ 経済困難 ☐ 失業中 ☐ 傷病 ☐ 災害 ☐ 生活保護受給中 ☒ その他 (優れた業績免除申請中)
	※第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)に該当する方は、「経済困難」及び「その他(新卒等)」による事由のみ適用されます。他の事由は一般猶予となります。
保険証申告欄	証明書一覧に「健康保険証、マイナポータル健康保険証等情報画面又は資格確認書のコピー」と記載がある事由で申請する場合は、以下のいずれかの口に✓してください。 私の健康保険は ☐ 国民健康保険ではない ☐ 国民健康保険である

【特記事項】 返還期限猶予のご申請にあたり特記事項がある場合は、わかりやすく具体的に記入してください。

記入不要です

※年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は②裏面を確認してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面も確認してください。

15-38_20250701

※適用希望月の前々月末までに願い出てください。